

9 高齢者の生活を支える社会の実現

高齢になっても、住み慣れた地域で、家族を含め安心して暮らしていくためには、家族介護者への支援、成年後見制度の利用促進など、高齢者の生活を支える制度等の周知を図ることが重要です。

県は、次の項目により、高齢者の生活を支える社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

- (1) 介護に取り組む家族等への支援
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 高齢者虐待防止対策の推進
- (4) 防災対策と消費者被害対策

(1) 介護に取り組む家族等への支援

現 状

- 認知症の人や要介護高齢者の増加、夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、介護を必要とする高齢者のみならず、就労・子育て世代やヤングケアラーなど、多様な家族介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応が求められています。
- 市町村では、家族介護者支援として、地域支援事業での認知症高齢者見守り事業、介護者交流会・介護者間でレクリエーションを行う会、介護教室、健康相談・疾病予防等事業を展開する等、様々な施策を展開しています。
- また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、高齢者を地域全体で支える地域づくりを推進する機関として、家族介護者を含めた多様な取組みを行ってきました。

課 題

- 認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の支援の充実のためには、引き続き、地域包括支援センターの総合相談支援機能を活用することが重要です。
- 一方、支援ニーズや必要性が表面化しにくい家族介護者を早期に発見し、抱える負担や複雑化した課題への対応を行うためには、地域包括支援センターのみならず、市町村で実施している家族介護支援事業、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、介護支援専門員による仕事と介護の両立支援などの取組み等、関係機関や団体、多分野との連携を図ることが重要です。

深化・推進のポイント

■ 家族介護者への支援

施策の推進方向

- 県は、幅広い分野との連携を組み込んだ地域包括支援センター職員向け研修の実施等により、地域包括支援センター等が関係機関と連携し、属性や世代を問わない多様な家族介護者（高齢者、就労・子育て世代、ヤングケアラー、遠距離介護など）への対応ができるよう、体制の構築を支援します。

(2) 成年後見制度の利用促進

現 状

- 成年後見制度は、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、後見人等が財産管理や介護保険サービスの利用契約などの必要な代行業務を行う制度で、2000(H12)年4月に施行されました。
- 成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分けることができます。
- さらに、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3区分に分けられ、利用開始の申し立てを受けた家庭裁判所が、審判により後見人等を選任します。選任された後見人等は、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を取り消したりすることによって、本人の利益を保護・支援します。
- 家庭裁判所への申し立ては、本人や四親等内の親族等が行うことができるほか、本人に身寄りがない場合は、市町村長が申し立てを行うことができます。
- 現在、後見人等は、本人の親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職の方が多く受任しています。
- 任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ、判断能力が不十分な状態になった場合に後見人等となる代理人（任意後見人）を自ら選び、公証役場において契約を結ぶことにより、将来に備える制度です。
- 2016(H28)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、これに基づき、国において、2017(H29)年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、2022(R4)年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する取組みや国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことが期待されており、具体的には、担い手の育成・活動支援、ネットワークづくりに取り組むための方針の策定等を行うこととされています。

■ 県内の成年後見申立件数（取消の申立も含む）

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
成年後見総数	240	273	229	225	256
うち後見開始	188	190	187	184	196
うち保佐開始	44	59	27	33	42
うち補助開始	4	24	14	7	14
うち市町村長申立	76	74	88	87	110

資料：山形家庭裁判所調べ

■ 管理継続中の制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
1,370人	289人	62人	10人	1,731人

資料：山形家庭裁判所調べ(2022(R4)年12月現在)

課題

- 高齢化の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人が今後ますます増えることが見込まれるため、制度の周知・徹底、後見人等の受任者の確保等により成年後見制度の円滑な運用を図る必要があります。
- 後見申立は本人、配偶者、親族のほか市町村長に限られており、利用者にメリットのある制度とするためにも、市町村による権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の設置が重要になっています。

深化・推進のポイント

- 成年後見制度の利用促進に向けた取組方針等の策定等

施策の推進方向

- 県は、成年後見制度を必要とする、すべての人が制度を利用できるよう、家庭裁判所や市町村、関係機関とともに制度の普及や活用を促進する取組みを進めます。
- 県は、「成年後見制度利用促進基本計画」に係る地域連携ネットワーク整備のための協議会を開催するとともに、中核機関の設置について、関係機関と連携しながら広域連携も含め市町村の取組みを支援します。
- 県は、法人後見実施機関及び市民後見人の養成を進めるため、担い手育成の方針を定め、関係機関とともに取り組んでいきます。
- 県は、市町村へのアドバイザー派遣制度を創出し、関係機関と連携しながら、各市町村の取組状況の把握や助言を行うとともに、研修会等の開催により市町村の取組みが進むよう支援していきます。また、認知症高齢者対策や高齢者虐待防止対策等と連携し、成年後見制度の更なる周知を図っていきます。

山形県成年後見制度に関する担い手の育成方針

1 目的

県は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度を利用する全ての人が高齢のある本人らしい生活を継続できる体制を県内全域に整備できるよう、市町村や関係機関等と協働し、成年後見事務等の担い手の確保・育成を推進する。

2 担い手の確保・育成方針について

(1) 法人後見実施機関

法人後見実施機関は、主に地区の社会福祉協議会が担ってきたが、複雑化、多様化する課題について、更なる専門性が求められていることから、多様な団体の参画を促し、体制の整備を図っていく。

(2) 市民後見人

市民後見人は、活動の場が限定的であること等の理由により、研修の実施についても一部の市町村に限定されているところである。法人後見同様、多様な担い手を確保していく。

(3) 高齢者虐待防止対策の推進

現 状

- 介護保険制度の普及、活用が進む一方で、高齢者に対する虐待が家庭や介護施設などで表面化し社会的な問題となったことから、高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する法律）が2006（H18）年4月1日から施行され、また、2023（R5）年3月に「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（高齢者虐待防止マニュアル）が改訂されました。
- 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うこととされています。
- 市町村は、地域包括支援センターを中心に関係機関・団体等から構成されている高齢者虐待防止ネットワークを構築しており、虐待の防止から個別支援に至る各段階において、当該ネットワークを活用して迅速に対応する体制を整えています。
- 県は、県民に向けての高齢者虐待防止についての周知や啓発、養介護施設従事者等の高齢者虐待の状況や対応措置等の公表のほか、市町村間の連絡調整、情報提供、その他必要な援助、助言を行うこととされています。
- 法律、保健、福祉、医療の関係者、学識経験者及らで構成された「山形県高齢者虐待防止県民会議」を2007（H19）年度に設置し、高齢者虐待のない社会の実現をめざして次の「山形県高齢者虐待防止宣言」を採択しています。2016（H28）年度からは、障がい者虐待も含め、「山形県高齢者・障がい者虐待防止会議」を開催しています。

■ 高齢者虐待防止法による高齢者（65歳以上）に対する虐待の定義

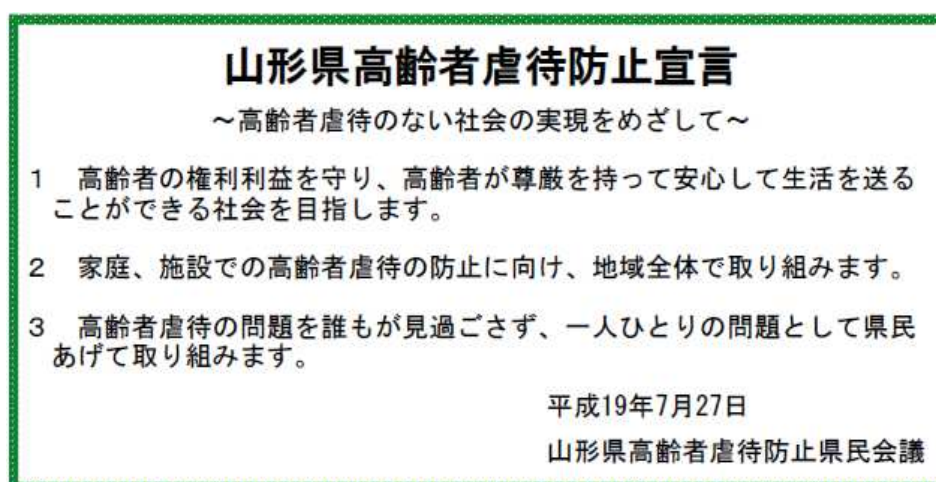
虐待の主体	①養護者による高齢者虐待 ②養介護施設従事者等による高齢者虐待	
虐待の分類	①身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
	②介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること（養護すべき職務上の義務を著しく怠ること）
	③心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	④性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
	⑤経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

■ 県内における高齢者虐待の状況（市町村において新規に高齢者虐待が確認された件数を県が集計したもの）

虐待者	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
養介護施設における従事者等	4件(6人)	2件(3人)	1件(13人)
家庭における養護者	124件(126人)	127件(130人)	112件(117人)

()内は、虐待を受けた人数

資料：県高齢者支援課調べ



課題

- 高齢者虐待への対応は、早期発見・早期対応が何よりも重要であり、高齢者虐待防止に向けて、迅速に対応するため、各関係機関が連携する市町村ごとの高齢者虐待防止ネットワークの活用とともに、虐待事例に対し、適切に対応できる市町村職員の育成が重要です。
- 虐待防止は、高齢者の権利や尊厳を守るために重要な課題であり、県民一人ひとりが高齢者虐待の問題を身近な問題として認識し、虐待のない社会、高齢者が尊厳をもって安心して生活を送ることができる社会を自ら創っていかようとする機運の醸成が必要です。

深化・推進のポイント

- 虐待の早期発見・早期対応に向けた関係者間の連携の促進
- 虐待防止に向けた県民一人ひとりの機運の醸成

施策の推進方向

- 県は、各市町村で整備している「高齢者虐待防止ネットワーク」について、その活動がより充実するよう、市町村職員等に対し、先進的な取組み等の紹介や助言を行います。
- 県は、関係機関・団体の連携を推進するため、高齢者・障がい者虐待防止会議の開催、高齢者虐待の状況の公表、相談窓口を記載したパンフレットの作成・配布等を通じて、高齢者虐待防止について県民意識の醸成を図っていきます。

- 県は、虐待事例の速やかな解決を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談支援体制の確保、市町村職員や養介護施設従事者等の資質向上を図るための研修会の開催等を通じて、市町村等の取組みを支援します。

評価目標

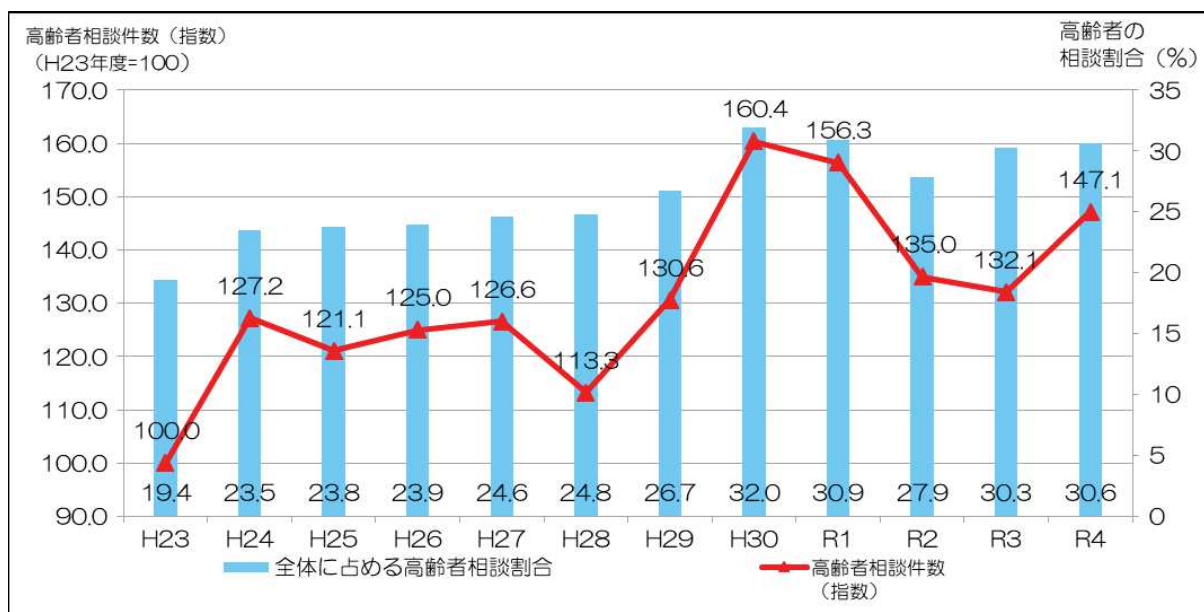
評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
高齢者虐待対応窓口職員向け研修の受講者数（累計：2015 (H27) 年～）	519人	600人	650人

(4) 防災対策と消費者被害対策

現 状

- 2021 (R3)年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に対し「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。
- 内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、市町村は、要支援者を、誰が、どのような方法で、どこの避難場所に避難させるかという個別避難計画を定めておくことが求められています。
- 県は、市町村の避難行動要支援者名簿の整備促進などに資するため「災害時要配慮者支援指針」を2014 (H26)年2月に策定しています。(2022 (R4)年3月改定)
- 2023 (R5)年1月1日現在、全ての市町村が避難行動要支援者名簿を作成していますが、個別避難計画は8市町が全部策定済、18市町村が一部策定済、9市町村が未策定となっています。
- 市町村は、避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難支援等のため、町内会、消防機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援に携わる避難支援等関係者を定め、要支援者ごとの個別避難計画の策定及び要支援者を優先的に受け入れる福祉避難所の指定に努めています。
- 災害発生時に、地域住民が自分達の地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主防災組織を結成し、避難行動要支援者の支援の一翼を担っています。
- 県は、災害発生時において、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力を得て借り上げ住宅を供給します。また、災害時における応急仮設住宅の建設が速やかに行われるよう、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結しています。
- 山形県内の65歳以上の高齢者が当事者となる消費生活相談は、全相談件数の約3割となる年度が続いています。
- 県は、2022 (R4)年3月に第4次山形県消費者基本計画（第3次山形県消費者教育推進計画）を定め、高齢者の消費者被害防止と早期発見を図るため、本人や家族に対しての消費者教育講座の実施や注意喚起情報の発信等に加え、地域の人たちの見守りが重要であると考え、地域における見守りネットワークの構築を推進していくこととしています。
- 当該計画を踏まえ、高齢者の消費者被害未然防止を図るため、地域の団体や高齢者を見守る団体等からの要請を受け職員を派遣する消費生活出前講座などを実施してきました。また、福祉・介護行政担当課や警察・司法関係、各老人福祉関係団体等が連携し、県内市町村における消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の設置や円滑な運営を支援し、相互連携を図るため、2023 (R5)年3月に「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」（以下、「県見守りネットワーク協議会」という。）を設置しました。

■ 消費生活相談の状況（65歳以上：県・市町村受付分）



※ 全体に占める高齢者相談割合：県・市町村が受け付けた消費生活相談のうち、高齢者（65歳以上）の相談割合

※ 高齢者相談件数（指数）：平成23年度の高齢者の相談件数を100とした場合の相談件数（指数）

資料：県消費生活・地域安全課調べ

課題

- 避難行動要支援者の状況変化の把握困難性や個人情報保護意識の高まりなどにより、避難行動要支援者名簿の作成後の見直し及び個別避難計画の策定の見通しがなかなか進まない状況です。県では、福祉関係者と連携し市町村における個別避難計画作成の支援を行ってきましたが、市町村が個別避難計画を作成する上で、「支援者の担い手不足」「計画の実効性の確保」等の課題が見えてきました。
- 自主防災組織については、地域によっては組織化が進まない、又はノウハウ不足などにより実践活動に不安を持つ組織があります。
- 災害発生時において、被災高齢者等の安全で安心な生活環境の確保が求められています。また、高齢者や障がい者、子ども等、地域の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中の生活機能の低下等の二次被害の防止を図ることが重要です。
- 高齢化の進行及び高齢単身世帯の増加が進む中で、高齢者の消費者被害の増加が懸念されます。
- 市町村が設置する消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」は、2023（R5）年10月1日現在、未だ2市のみを設置となっています。
- 高齢者の消費者被害防止と早期発見を図るためには、市町村における消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進し、県全体の地域での見守り体制の充実を図ることが必要です。

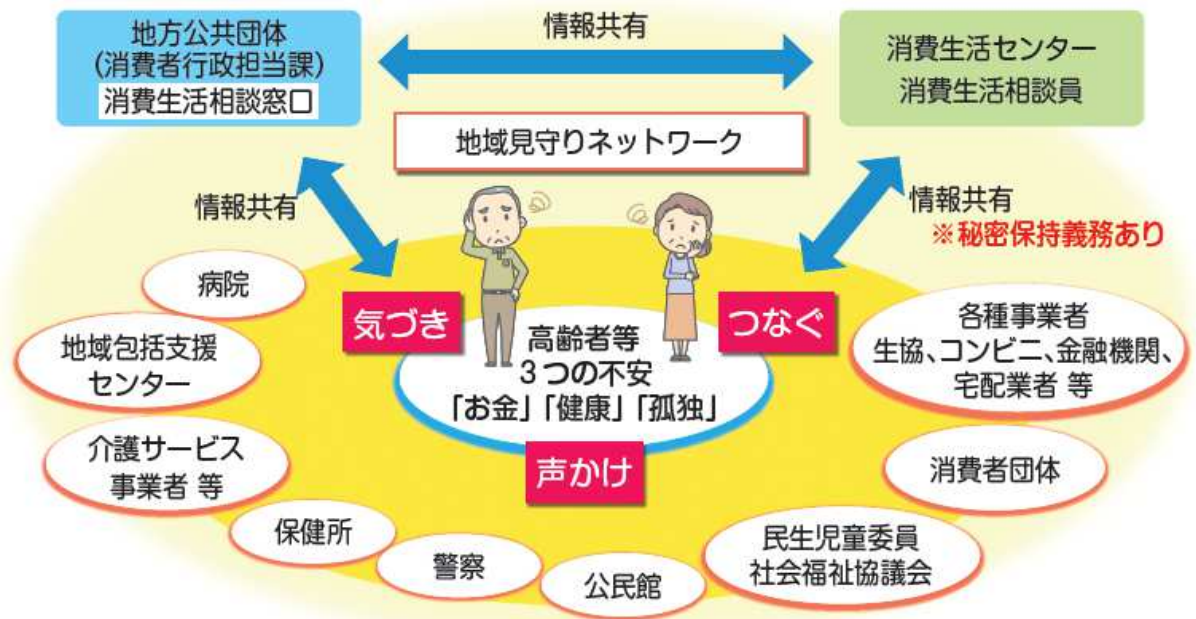
深化・推進のポイント

- 避難行動要支援者に対する支援制度の理解促進
- 関係機関との連携した高齢者の消費者被害防止に向けた研修会等の開催と県全体の地域での見守り体制の充実

施策の推進方向

- 県は、避難行動要支援者と避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者の安否確認や円滑な避難支援ができるよう避難行動要支援者の支援制度について理解促進を図るとともに、市町村と連携し、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等のほか、地域における幅広い団体・企業等にも着目し、新たな支援者の担い手の確保を図る取組みを進め、市町村に対し避難行動要支援者の個別避難計画の策定等を促していきます。
- 県は、市町村と連携し、自主防災組織の組織率向上や組織の活動強化、また、要配慮者ができるだけ支障が少なく避難生活ができるよう指定避難所の機能強化や福祉避難所の指定促進について取組みを進めます。
- 県は、関係機関・団体の協力のもと、一般避難所等において福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の派遣に向けた体制整備を進めます。
- 県は、応急仮設住宅の借り上げの供給においては、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対して、応急仮設住宅の建築においては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会との協定により、あっせんされた住宅建設業者に対して、必要に応じた戸数のバリアフリー化について要請します。
- 県見守りネットワーク協議会では、県内市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置やその円滑な運営を支援します。
- 県は、介護サービス提供事業者など福祉関係者と連携し、高齢者の消費者被害を防止に向けた消費者教育講座や研修会等を開催し、高齢者のみならず、高齢者の身近な方に対する消費者被害に対する対応力向上を図ります。

■ 消費者安全確保地域協議会イメージ図



評価目標

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率	23%	—	50%